

第3期南幌町障がい福祉計画に基づく
平成25年度実績評価

平成26年6月

平成25年度実績評価にあたって

南幌町では、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第3期障がい福祉計画について「誰もがいきいきと暮らせるまちづくり」を目指して目標値を定め、推進に努めてきました。

本報告は計画における前年度実績を評価することで、障がい者施策の質とニーズを捉えたサービスを確保していくものです。平成25年度は、ほぼ見込値のとおりで利用者のニーズに対応できていると考えております。

平成25年4月1日に施行されました「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の基本理念は、身近な場所で支援が受けられることや、どこでだれと暮らすのかを自分で選べることなどが盛り込まれました。また、障がい者の方が暮らしにくい原因となる環境や制度、人々の意識などを改善することが記され、新たな理念に基づいて、様々なサービスが作られ提供されることが定められています。

今後も障がいのある人が希望する暮らしの実現のために障がい福祉サービス事業者や関係機関、地域住民と一体となって推し進めていく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

平成26年6月

<目 次>

1	訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・	3
3	居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・	8
4	地域生活支援事業等・・・・・・・・・・・・	11
5	資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
6	南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱・・・・・・・・	17
7	南幌町障がい者福祉計画等策定委員会委員名簿・・・・・・・・	18

1 訪問系サービス

第3期南幌町障がい福祉計画 19～23 ページ参照

サービス名称	サービス内容
居宅介護	障がい者の自宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯および掃除など生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者など常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護から外出時の移動支援までの総合的なサービスを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が外出する際に、同行して移動に必要な情報を提供するとともに、その他必要な支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上、著しい困難を有する人で常時、介護を要する人に危険回避のため必要な援護や外出時の移動の支援を行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。

1) 居宅介護

第3期計画において見込量の見直しを行いましたが、ここ数年の利用実人数は減少傾向にあることから、今後は利用者のニーズにあわせて利用の促進を図る必要があります。

			H21	H22	H23	H24	H25
居宅介護	時間数 ()は人数	見込量	60 (7)	66 (8)	72 (9)	25 (8)	25 (9)
		実績	28 (7)	24 (8)	23 (7)	13 (6)	16 (4)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

2) 重度訪問介護

平成 25年度は1名の利用を見込みましたが、2名の利用がありました。利用者のニーズに合わせ利用されていると考えます。

			H21	H22	H23	H24	H25
重度訪問 看護	時間数 ()は人数	見込量	0 (0)	0 (0)	0 (0)	265 (1)	265 (1)
		実績	246 (1)	243 (1)	249 (1)	214 (2)	259 (2)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

3) 同行援護

利用実績はありません。

4) 行動援護

日中活動系サービス利用との併用により利用時間数は計画を下回っていますが、利用実人数は、ここ数年変わりありません。必要とする人が利用できるよう利用者のニーズにあわせた利用を促進していきます。

			H21	H22	H23	H24	H25
行動援護	時間数 ()は人数	見込量	50 (2)	50 (2)	50 (2)	15 (2)	15 (2)
		実績	27 (2)	11 (2)	3 (2)	5 (2)	3 (2)

※時間数は月平均利用延べ時間、人数は利用実人数。

5) 重度障がい者等包括支援

利用実績はありません。

2 日中活動系サービス

第3期南幌町障がい福祉計画 24～ 31 ページ参照

サービス名称		サービス内容
生活介護		障がい者支援施設等において、主として日中の入浴、排泄及び食事等の介助を実施するとともに、創作活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練	機能訓練	身体障がい者に対して、身体機能の回復等に必要な理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションや生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
	生活訓練	知的障がいや精神障がいのある人に対して、入浴、排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援		一般企業等への就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、訓練、就職活動に関する支援、就労後の職場定着のための相談支援等を行います。
就労継続支援	雇用型＝A型	一般企業等に雇用されることが困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に、生活活動、その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	非雇用型＝B型	一般企業等に雇用されることが困難な人に、生活活動、その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
療養介護		医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他の必要な支援を行います。
短期入所		自宅で介護する人の疾病その他の理由により、短期間、障がい者支援施設等に入所させ、入浴、排泄及び食事の介護その他必要な支援を行います。

障がい児を対象とした通所サービス（平成24年4月1日から）

障がい児通所支援	児童発達支援センター	通所支援のほか、身近な地域の障がい児支援の拠点として、「地域にいる障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施。
	児童発達支援事業	通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場
	放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

1) 生活介護

平成25年度は新規で2名が利用し、1名が減少したことから、前年度より1名の増加となっております。

今後についても、通所での利用者がニーズに合ったサービスを受けられるようサービス提供事業所との連携に努めます。

			H21	H22	H23	H24	H25
生活 介護	利用日数 ()は人数	見込 量	374 (17)	418 (19)	770 (35)	820 (41)	841 (42)
		実 績	282 (18)	419 (22)	558 (36)	737 (38)	741 (39)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する事業所が近隣市町にほとんどないため、見込量を設定しておらず、利用実績はありません。

			H21	H22	H23	H24	H25
自立訓練 (生活訓練)	時間数 ()は人数	見込 量	22 (1)	22 (1)	0	0	0
		実 績	22 (2)	0	0	3 (2)	0

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

3) 就労移行支援

平成25年度は新規で3名が利用し、1名が就労継続支援B型に移行したことから、前年度より2名の増加となっております。見込量より2名の増加ですが利用者のニーズに合わせて利用されていると考えます。

年度途中から開始した人や1カ月のみ利用した人もいたため月平均の利用日数は少ない状況にあります。

			H21	H22	H23	H24	H25
就労移行支援	時間数 ()は人数	見込量	22 (1)	22 (1)	88 (4)	59 (3)	58 (3)
		実績	0 (0)	0 (0)	34 (3)	31 (3)	35 (5)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は年間利用実人数

4) 就労継続支援（雇用型=A型・非雇用型=B型）

A型については、近隣に事業所が少ないことから見込量を設定していませんでしたが、平成25年度は4名が利用しました。

B型については、利用日数が見込量より減少していますが、利用人数は見込みより3名増加しています。利用者のニーズに合わせての利用によるものと考えます。

			H21	H22	H23	H24	H25
就労継続支援A型	利用日数 ()は人数	見込量	88 (4)	88 (4)	22 (1)	0 (0)	0 (0)
		実績	64 (3)	22 (3)	0 (0)	18 (4)	40 (4)
就労継続支援B型	利用日数 ()は人数	見込量	220 (10)	220 (10)	352 (16)	298 (17)	320 (18)
		実績	159 (13)	227 (17)	249 (21)	317 (21)	312 (21)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

5) 療養介護

平成24年4月から重症心身障害児施設に入所している方が、障害者総合支援法のサービスになったことから、平成25年度も4名の利用実績があります。

			H21	H22	H23	H24	H25
療養介護	人数	見込量	0	0	0	4	4
		実績	0	0	0	4	4

※利人数は利用実人数。

6) 短期入所

平成25年度は10名の利用となっており、利用日数は見込みより減少しています。短期入所は、何らかの理由により一時的に利用されるサービスですので、利用数に増減がありますが、介護負担の軽減などにも有用であることから、今後もサービスの情報提供を行うとともに利用者の把握やニーズに合わせた利用を推進していきます。

			H21	H22	H23	H24	H25
短期入所	利用日数 ()は人数	見込量	40 (10)	44 (11)	48 (12)	53 (12)	53 (12)
		実績	69 (12)	52 (12)	43 (9)	42 (12)	25 (10)

※利用日数は月平均延べ利用日数、人数は利用実人数。

7) 障がい児通所支援（児童発達支援センター・児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

障がい児通所支援は、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が1本化され、体系が再編されました。第3期計画では、利用者を見込んでいません。平成25年度は放課後デイサービス1名、児童発達支援1名の利用がありました。

今後は、サービスの情報提供を行うとともに利用者の把握やニーズに合わせた利用を推進していきます。

			H24	H25
放課後等デイサービス	利用日数 ()は人数	実績	0	1 (1)
児童発達支援	利用日数 ()は人数	実績	0	1 (1)

3 居住系サービス

第3期南幌町障がい福祉計画 32～35 ページ参照

サービス名称	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の日常生活上の支援を行います。
施設入所支援	施設において、主として夜間において入浴、排泄及び食事の介護等、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

1) 共同生活援助と共同生活介護

共同生活援助（グループホーム）利用者9名、共同生活介護（ケアホーム）利用者4名の利用となっています。平成26年4月より共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

			H21	H22	H23	H24	H25
共同生活援助・ 共同生活介護	人数	見込量	4	4	4	9	10
		実績	5	7	11	10	13

※人数は利用実人数。

2) 施設入所支援

平成24年度は短期間利用していた人が1名おり、平成25年度には利用が無いため1名の減少となっています。利用実績は、施設から地域生活への移行がなかったため、見込量を上回っています。

			H21	H22	H23	H24	H25
施設入所支援	人数	見込量	11	13	28 (27)	25	25
		実績	10	14	24	27	26
旧法施設支援 (入所)		見込量	17 (16)	15	0		
		実績	18 (16)	14	13 (4)		

※人数は利用実人数、()内は重複者を除く利用実人数を記載。

4 相談支援

サービス名称	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神病院に入院している精神障がい者を対象とした、地域生活の準備のための外出の支援・入居支援等を行います。
地域定着支援	居宅における単身等の障がい者を対象とした、24時間の相談支援等を行います。

平成 25 年度は、計画相談支援の見込量より増加させ、利用実績が 30 名でした。平成 26 年度末までにサービスを利用する全ての障がい者にサービス等利用計画を作成する必要があるため、今後も計画作成をしていきます。

区分			H24	H25
計画相談支援	人 数	見込量	2	7
		実 績	1	30
地域移行支援		見込量	1	1
		実 績	0	0
地域定着支援		見込量	1	1
		実 績	0	0

※人数は利用実人数。

5 地域生活支援事業等

第3期南幌町障がい福祉計画 37～39 ページ参照

	サービス名称	サービス内容
必須事業	相談支援事業 (障がい者相談支援事業 地域自立支援協議会 相談支援機能強化事業 成年後見制度利用支援事業)	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、権利擁護のための援助を行います。 また、地域におけるネットワークの中核として「地域自立支援協議会」を設置し、雇用、教育、医療等の各種サービス、相談支援事業を総合的に調整、推進します。
	意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業)	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者を派遣する事業を行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人に自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。
	移動支援事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、屋外での移動が困難な人を対象に、外出支援を行います。
	地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するための事業を実施します。
任意事業	日中一時支援事業	障がいのある人(児)に日中における活動の場を提供し、その家族の一時的な休息となるよう支援を行います。
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の人で、支援が必要と町長が認めた人に、日常生活に関する支援、家事などの必要な支援を行います。
	知的障がい者職親委託事業	知的障がいのある人の自立更生を図るため、一定期間、事業経営者等の私人(職親)に預け、技能習得訓練等を行うことによって雇用の促進と職場への定着を支援します。
	自動車運転免許取得助成事業	障がいのある人が自動車運転免許を取得する時に係る経費の一部を助成します。
	身体障がい者用自動車改造費助成事業	重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、自ら運転できるようにするため、自動車改造に要する経費を助成します。
町独自事業	腎臓機能障がい者通院交通費助成事業	人工透析療法を受けるため町外へ通院している腎臓機能障がいのある人に対して交通費の一部を助成します。
	福祉ハイヤー利用料金助成事業	身体障がい者手帳1・2級又は3級の一部と療育手帳保持者、精神保健福祉手帳保持者に対してハイヤー利用料金の一部を助成します。
	自立促進交通費助成事業	在宅の障がい者(身体・知的・精神)が自立促進のため公共交通機関を利用して通所をしている場合に、その交通費の一部を助成することにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とします。

		H22		H23		H24		H25	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
相談支援事業	相談支援								
	障がい者相談支援事業	2カ所	2カ所	2カ所	2カ所	3カ所	2カ所	3カ所	2カ所
	地域自立支援協議会	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	検討中	1カ所	検討中
	基幹相談支援センター機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
	成年後見制度利用支援事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
意思疎通支援事業									
	手話通訳者派遣事業	3人	1人	3人	3人	3人	2人	3人	1人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	2件	6件	2件	1件	3件	0件	3人	0件
	自立生活支援用具	3件	4件	1件	4件	3件	1件	3人	0件
	在宅療養等支援用具	1件	1件	1件	0件	1件	2件	1件	0件
	情報・意思疎通支援用具	1件	2件	1件	0件	1件	0件	1件	1件
	排泄管理支援用具	82件	120件	84件	134件	130件	146件	130件	114件
	居宅生活動作補助用具	1件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	2件
移動支援事業									
	利用人数	8人	7人	9人	17人	7人	15人	7人	17人
	利用時間	176時間	180時間	184時間	357時間	200時間	382時間	200時間	615時間
地域活動支援センター		1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
日中一時支援事業		11人	11人	12人	11人	12人	9人	12人	8人
身体障がい者用自動車改造助成事業		1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人
腎臓機能障がい者通院交通費助成事業			19人		18人	20人	14人	20人	15人
福祉ハイヤー利用助成事業			87人		82人	90人	68人	90人	79人
自立促進交通費助成事業									7人

障がい者相談支援事業を行う事業所については、南幌町と町内の社会福祉法人の2カ所で実施しています。地域自立支援協議会については、平成25年度に検討を行い、地域の細やかな実情を反映するため平成26年4月より南幌町障がい者自立支援協議会を設置しました。

意思疎通支援事業については、1名が利用しています。今後もサービスの情報提供を行うとともに利用者の把握やサービス利用を推進していきます。

日常生活用具給付等事業の件数が減少している理由としては、排泄管理支援用具の利用者が減少していることがあげられます。

移動支援事業については、平成23年度に車両を利用したサービスを追加したことにより、これ以降実績が見込みを大幅に上回っています。これは、障がいのある方の外出の機会が増えたと捉えることができ、今後も一定のサービス提供体制を確保していく必要があります。

地域活動支援センター事業については、北海道社会福祉事業団福祉村に事業委託をしていますが、利用実績はありませんでした。

日中一時支援事業については、見込みより減少していますが、自立支援給付では補えない部分を担うサービスとして機能しており、一定のニーズがあるものと考えます。

生活サポート事業、知的障がい者職親委託事業、自動車運転免許取得助成事業、身体障がい者用自動車改造助成事業は利用がありませんでした。

腎臓機能障がい者通院交通費助成事業は、人工透析療法を受けるた

めに、町外へ通院している腎臓機能障がいのある人に対して交通費の一部を助成し、その人の健康回復と福祉の増進を図ることを目的に、平成17年度より実施している事業です。平成25年度の対象者は、19名で実利用人数は15名でした。送迎のある病院に通院している人がいるため、見込量より実績が下回っています。

福祉ハイヤー利用料金助成事業は、心身に障がいがある人にハイヤー利用料金の一部を助成することにより、生活圏の拡大と福祉の増進を図ることを目的としています。平成25年度から、岩見沢地区ハイヤー協会及び札幌ハイヤー事業協同組合に加盟しているハイヤー会社で利用できるようになりました。

平成25年度の実利用人数は79名で、見込量より下回っていますが、103名の方にハイヤーチケットを交付し、前年度より交付数が26名増加しています。

自立促進交通費事業は、当初計画で見込んでいませんでしたが、平成25年度より在宅の障がい者（身体・知的・精神）が、就労や社会参加の機会拡大を図ることを目的として、公共交通機関を利用して就労継続支援などの障がい福祉サービス事業所に通所する場合、その交通費の一部を助成する制度がスタートし、実利用人数は7名でした。

資 料

1 人口の推移

	H22	H23	H24	H25	H26
人口	8,943	8,764	8,571	8,411	8,218

(各年は4月1日現在の人数)

2 障がい者の推移

1) 身体障害者手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数	人口比
H22	124	71	59	98	38	9	399	4.46%
H23	118	70	57	99	37	13	394	4.50%
H24	119	69	60	101	35	15	399	4.66%
H25	123	65	61	102	38	14	403	4.79%
H26	124	63	65	112	33	15	412	5.01%

(各年は4月1日現在の人数、単位：人)

	肢体不自由	聴覚平衡 機能障がい	内部障がい (腎臓障がい)		視覚障がい	音声言語 機能障がい	総数
H22	262	20	90	(20)	23	4	399
H23	261	19	88	(19)	23	3	394
H24	263	22	91	(22)	22	1	399
H25	265	23	93	(21)	19	3	403
H26	270	25	93	(22)	21	3	412

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

2) 療育手帳所持者数の推移

	A(重度)	B(中・軽度)	総数	人口比
H22	27	37	64	0.72%
H23	30	41	71	0.81%
H24	31	46	77	0.90%
H25	33	49	82	0.97%
H26	32	49	81	0.99%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	1級	2級	3級	総数	人口比
H22	6	21	3	30	0.34%
H23	5	24	8	37	0.42%
H24	7	26	7	40	0.47%
H25	8	28	8	44	0.52%
H26	8	31	12	51	0.62%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

4) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

	交付者数	人口比
H22	96	1.07%
H23	95	1.08%
H24	103	1.20%
H25	136	1.62%
H26	114	1.39%

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

5) 障がい程度区分の認定所持者数の推移

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
H22	8	2	5	6	7	10	38
H23	6	4	7	8	10	14	49
H24	6	4	6	7	10	20	53
H25	4	4	6	8	12	20	54
身体障がい	0	2	0	2	4	9	17
知的障がい	3	2	6	6	8	11	36
精神障がい	1	0	0	0	0	0	1
H26	4	5	7	10	11	21	58
身体障がい	0	2	0	2	4	10	18
知的障がい	3	2	7	7	7	11	37
精神障がい	1	1	0	1	0	0	3

(各年の人数は4月1日現在、単位：人)

南幌町障がい者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき、南幌町障がい者計画及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、南幌町障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、南幌町障がい者福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画の点検・評価に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に定める者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関係団体
- (3) 障がい当事者及びその家族

3 町長は前項第3号に規定する障がい当事者及びその家族のうちから委員を委嘱しようとするときは公募を行うものとする。この場合において、当該公募委員の数は2名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が召集し、会議は委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 南幌町障がい者計画及び南幌町障がい福祉計画評価委員会設置要綱（平成19年南幌町訓令第11号）は廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。